

あなたは国保をよく知っていますか！

国民皆保険

みんな健康で幸福な家庭を願っています。

ふだん健康であっても、病气やケガはある日突然に私たちに襲うことが多いものです。そんなとき、お金がなくてお医者さんにかかれないうつたら大変です。

国民はだれでも、どこかの健康保険に入らなければならぬことになっています。このことを「国民皆保険」といいます。

国民健康保険は、勤め先の健康保険に加入することのできない方が加入する保険です。

国保は助け合いの保険

お医者さんにかかった時、あなたが支払うのは費用の三割だけで、残りの七割は国民健康保険から支払われています。

その費用はみんなが、いざという時に備えて出し合ったお金（国保税）と国や県の補助金で賄われています。

国保は、みんなで助け合っあなたの健康を守る保険です。

●わたしたちのくらしと医療制度

●みんな健康で明るい毎日を



患者が1か月に支払う最高限度額

	いままで	改正後
一般	51,000円	変わらず
低所得者 (市町村民税の非課税者、生活保護を受けている人)	サラリーマン…15,000円 自営業……………39,000円	30,000円

この一部負担の最高限度額については、新たに次のことが定められました。

①1世帯で3万円以上(低所得者は2万1千円以上)かかった人が複数いるときは、合算して適用されます(例えば1か月の医療費が母3万円、子5万円のととき、合計金額8万円と最高限度額との差額は戻ってきます)。

②1世帯で最高限度額を超える支払いが、1年に4回以上あったときは、4回目からの最高限度額は3万円になります(低所得者は2万1千円)。

③血友病など、長期で高額の治療者の最高限度額は1万円です。

健康保険制度が変わりました

病院などの窓口で支払う一部負担の額

	いままで	改正後
①サラリーマン(給与取得者)	外来=初診に800円 入院=1日に付き500円	診療のたびにかかった額の1割
②①の被扶養者	外来=かかった額の3割 入院=かかった額の2割	変わらず
③自営業など国民健康保険に加入している人	かかった額の3割	変わらず
④退職サラリーマン	かかった額の3割	かかった額の2割
⑤④の被扶養者	かかった額の3割	外来=かかった額の3割 入院=かかった額の2割

十月一日から、健康保険制度が変わりました。主な改正点は次のとおりです。